

(参考2)

地上デジタルテレビジョン放送中継局整備事業

2011年アナログ放送終了までに全世帯にデジタル放送を届けるために必要な地上デジタルテレビ中継局のうち、民間事業者の自力に委ねたのでは整備が困難なものに対し、当該整備を行う者を支援し、地域住民のデジタルテレビ放送受信を確保する。

1 施策の概要

テレビ放送事業者のデジタル中継局の建設は、2011年デジタル化完全移行に向けて、2010年までの間に集中的な整備を行うこととしているが、テレビ放送事業者の自助努力のみに委ねたのでは、約1%の世帯を含む地域が新たに難視聴地域になる見込みがある。

そこで、当該地域にデジタル中継局を整備することにより、当該地域住民のデジタル放送受信を確保し、円滑なデジタル化完全移行に資するものとする。

○交付対象主体及び交付率

- ① 条件不利地域に該当する市町村（交付率：1／3）

（注）条件不利地域とは、過疎、辺地、離島（奄美及び小笠原を含む。）、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域をいう。

- ② ①を含む合併市町村又は連携主体（交付率：1／3）

（注）合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする。

- ③ 第三セクター法人（交付率：1／4）

2 スキーム図

